令和７年３月28日規則第18号

池田市官民連携まちなか広場条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、池田市官民連携まちなか広場条例（令和６年池田市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（区域）

第２条　池田市官民連携まちなか広場（以下「広場」という。）の区域は、別図のとおりとする。

（指定管理者の指定の申請）

第３条　条例第６条の規定による指定管理者の指定の申請（次項、第５条及び第６条において「指定申請」という。）は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

２　指定申請は、池田市官民連携まちなか広場指定管理者指定申請書（様式第１号）により行わなければならない。

（指定管理者の候補者の要件）

第４条　条例第７条の規定による指定管理者の候補者の選定(次条において「候補者選定」という。）は、次に掲げる要件を満たすものについて行うものとする。

（１）　市民の平等な利用が確保されること。

（２）　事業計画に沿った管理が、条例第１条に規定する広場の設置目的に照らし効果的かつ効率的なものであること。

（３）　事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

（候補者選定の結果の通知）

第５条　市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田

市官民連携まちなか広場指定管理者候補者選定結果通知書（様式第２号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第６条　市長は、条例第７条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市官民連携まちなか広場指定管理者指定書（様式第３号）によりその旨を通知するものとする。

（専用使用の許可の申請）

第７条　条例第10条第１項の規定により広場の専用使用の許可を受けようとする者は、事前に指定管理者と協議した上、池田市官民連携まちなか広場専用使用許可申請書兼同意書（様式第４号）に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

２　前項の規定による協議をしようとするときは、指定管理者が定めるところにより、指定管理者にその旨を申し出なければならない。

３　前項の規定による申出は、次の各号に掲げる専用使用の区分に応じ当該各号に定める日から、広場の専用使用（条例第10条第２項の規定による部分専用使用（以下「深夜用部分専用使用」という。）をする場合にあっては、当該深夜用部分専用使用を除いた専用使用）をする日のうち最初の日（以下「使用日」という。）の１月前（第３号又は第４号に掲げる専用使用の場合にあっては、１週間前）までの間において受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）　全エリアの専用使用（これに伴う深夜用部分専用使用を含み、第３号に掲げる専用使用を除く。）　使用日の属する月の６月前の月の初日

（２）　エリアごとの専用使用（これに伴う深夜用部分専用使用を含み、次号に掲げる専用使用を除く。）　使用日の属する月の３月前の月の初日

（３）　１時間使用（条例別表の（１）の表備考第１項第７号に規定する１時間使用をいう。）による全エリア又はエリアごとの専用使用（これに伴う深

夜用部分専用使用を含む。）　使用日の属する月の１月前の月の初日

（４）　部分専用使用（これに伴う深夜用部分専用使用を含む。）　使用日の属する月の１月前の月の初日

（専用使用の許可）

第８条　指定管理者は、前条第１項の規定による広場の専用使用の許可に係る申請があったときは、これを精査し、当該専用使用の許可を決定したときは池田市官民連携まちなか広場専用使用許可書（様式第５号。以下「使用許可書」という。）を、不許可を決定したときは池田市官民連携まちなか広場専用使用不許可通知書（様式第６号）を当該申請をした者に交付する。

（専用使用の許可を受けた事項の変更）

第９条　広場の専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第10条第１項後段の規定による許可に係る事項の変更の許可を受けようとするときは、使用日の１週間前までに、事前に指定管理者と協議した上、指定管理者に対し前条の規定により交付された使用許可書を提示して池田市官民連携まちなか広場専用使用許可変更申請書兼同意書（様式第７号）により申請しなければならない。

２　悪天候（市長が別に定める基準に該当するものに限る。以下同じ。）を理由とする前項の規定による変更の許可（現に広場の専用使用をしていない日に係る部分に限る。）にあっては、同項の規定による協議及び申請の期限は、同項の規定にかかわらず、使用日における広場の専用使用の終了時刻（部分専用使用の場合にあっては、午後９時）までとする。

３　指定管理者は、第１項の規定による申請があった場合は、これを精査し、変更を認めるときは、変更した内容による広場の専用使用の許可を行い、前条の規定により交付した使用許可書と引き換えに変更した内容による使用許可書を交付する。この場合において、当該変更前の内容による広場の専用使用の許可は、取り消されたものとみなす。

４　第１項の規定による協議については、第７条第２項の規定を準用する。

５　第３項の規定による変更の許可を受けた事項について変更の許可を受けようとする場合についても、前各項と同様とする。

（専用使用の許可の取下げ）

第10条　使用者は、その広場の専用使用の許可を取り下げようとするときは、池田市官民連携まちなか広場専用使用許可取下げ届（様式第８号）に、第８条又は前条第３項若しくは第５項の規定により交付された使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

２　悪天候を理由とする前項の規定による広場の専用使用の許可の取下げ（以下「許可取下げ」という。）にあっては、現にその専用使用をしなかった場合に限り、使用日における広場の専用使用の終了時刻（部分専用使用の場合にあっては、午後９時）までこれを行うことができる。

（工作物等の技術的基準等）

第11条　条例第11条第２項に規定する工作物等の外観及び配置は、できる限り広場の風致及び美観その他広場としての機能を害しないものとしなければならない。

２　工作物等の構造については、倒壊、落下等を防止する措置を講ずることとし、広場及び附属設備の保全又は公衆の広場の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

３　条例第11条第３項に規定する設置することができない工作物等は、講演、演奏、舞踏、演劇その他これらに類する行為を行うために設置する舞台とする。

（使用料の減免）

第12条　条例第12条第２項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる事業を実施するために広場の専用使用をする場合において、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。

（１）　市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業　使用料の全額

（２）　官公庁が主催する事業（前号に掲げる事業を除く。）　使用料の全額

（３）　市又は教育委員会が後援する事業　使用料の額の100分の50に相当する額

（４）　市内に住所（法人にあっては、事務所の所在地）を有する者が実施する収益を目的としない事業（次号に掲げる事業を除く。）　使用料の額の100分の50に相当する額

（５）　広場の隣地の地権者が実施する事業　使用料の額の100分の90に相当する額

２　使用料の減免を受けようとする者は、第７条第１項又は第９条第１項若しくは第５項の規定による申請の際、池田市官民連携まちなか広場使用料減免申請書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第13条　条例第13条の規定による納付された使用料の全部又は一部の還付は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。

（１）　災害その他使用者の責めに帰すことのできない事由により広場の専用使用ができなくなった場合　当該専用使用ができなくなった日に係る使用料の全額

（２）　池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第10条第２項の規定により広場の専用使用の許可が取り消され、又は広場の専用使用の中止を命じられた場合　当該許可の取消し又は中止の命令をした専用使用に係る使用料の全額

（３）　第９条第２項又は第５項の規定による変更の許可を受けた場合で、当該変更により使用料の額の減少が生じたとき　その差額に相当する額

（４）　第10条第２項の規定による許可取下げをした場合　当該許可取下げに

よる専用使用に係る使用料の全額

（５）　使用日の３月前までに許可取下げをした場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該許可取下げをした専用使用に係る使用料の全額

（６）　使用日の１週間前までに許可取下げをした場合（第４号に掲げる場合を除く。）　当該許可取下げをした専用使用に係る使用料の額の100分の75に相当する額

（７）　使用日の３日前までに許可取下げをした場合（第４号に掲げる場合を除く。）　当該許可取下げをした専用使用に係る使用料の額の100分の50に相当する額

（８）　前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合　市長が定める額

２　条例第13条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、池田市官民連携まちなか広場使用料還付申請書兼請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（工作物等を保管したときの告示事項等）

第14条　条例第15条第５項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（１）　工作物等の名称又は種類

（２）　工作物等の形状及び数量

（３）　保管を開始した日及び保管の期限

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　条例第15条第５項の規定による記録は、保管工作物等一覧簿（様式第11号）によるものとする。

（保管した工作物等の価額の評価の方法）

第15条　条例第15条第６項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必

要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第16条　条例第15条第６項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

２　市長は、保管した工作物等を前項の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札の日の前日から起算して５日前までに、次に掲げる事項を告示しなければならない。

（１）　工作物等の名称又は種類

（２）　工作物等の形状及び数量

（３）　入札の執行の日時及び場所

（４）　契約条項の概要

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

３　市長は、第１項の競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、やむを得ない理由があるときを除き、３以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

４　市長は、第１項ただし書の随意契約により売却しようとするときは、２以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質により見積書を徴する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

（工作物等を返還する場合の手続）

第17条　市長は、条例第15条第４項の規定により保管した工作物等（同条第６項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等（同条第５項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によりその者

が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、受領書（様式第12号）と引換えに返還するものとする。

（過料）

第18条　条例第18条の規定により過料の処分を行うときは、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書（様式第13号）によりその旨を通知する。

（委任）

第19条　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年８月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　次項の規定　令和７年４月１日

（２）　第３条から第６条までの規定　条例附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日

（準備行為）

２　条例附則第２項の規定により行う広場の専用使用の許可の手続その他の行為は、第７条から第10条まで、第12条及び第13条の規定の例により行うものとする。

３　条例附則第３項の規定により行う指定管理者の指定の手続その他の行為は、第３条から第６条まで及び様式第１号から様式第３号までの規定の例により行うものとする。

（経過措置）

４　附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第７条第１項から第３項まで、第８条、第９条第１項及び第２項並びに第10条並びに様式第４号、様式第５号、様式第７号及び様式第８号までの規定中「指定管理者」

とあるのは「市長」とし、様式第６号中「指定管理者　　印」とあるのは「池田市長　　印」と、「指定管理者を被告として」とあるのは「池田市を被告として（訴訟において池田市を代表する者は、池田市長となります。）」とする。

附　則（令和８年３月30日規則第31号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年６月26日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

別図（第２条関係）

